

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年12月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900064号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000031号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成28年10月1日から同年7月22日に訂正し、同年7月から同年9月までの標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

平成28年7月22日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求期間②について、請求者のA社における平成28年10月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年10月及び同年11月の標準報酬月額については9万8,000円から11万8,000円とする。

平成28年10月及び同年11月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年10月及び同年11月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②について、請求者のA社における平成28年10月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年10月及び同年11月の標準報酬月額については15万円とする。

平成28年10月及び同年11月の訂正後の標準報酬月額(上記2の訂正後の標準報酬月額(11万8,000円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間③について、請求者のA社における平成28年12月1日から平成29年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年12月から平成29年8月までの標準報酬月額については9万8,000円から15万円とする。

平成28年12月1日から平成29年9月1日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 28 年 7 月 22 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成 28 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
③ 平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日まで

A 社には、「社会保険あり。」と確認した上で平成 28 年 7 月 22 日から勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年 10 月 1 日とされている。また、同年 10 月から平成 29 年 8 月までについて、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額とねんきん定期便において確認できる保険料納付額が異なっているため、調査の上、厚生年金保険の被保険者資格取得日及び標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、請求期間①及び②については、年金事務所が訂正請求を受け付けた日（平成 31 年 1 月 9 日、以下「訂正請求日」という。）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法及び厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき厚生年金保険被保険者資格取得日及び標準報酬月額を認定することとなり、請求期間③については、訂正請求日において、保険料の徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法に基づき標準報酬月額を認定することとなる。

2 請求期間①について、請求者から提出された平成 28 年 7 月分から平成 30 年 10 月分までの給与明細書及び請求者の勤務開始日に係る資料により、請求者が平成 28 年 7 月 22 日から継続して A 社に勤務していたことが認められる。

また、請求者は、請求期間に係る全ての給与明細書を提出しているところ、当該給与明細書の記載内容から、請求者の請求期間①における勤務形態とオンライン記録上の被保険者資格取得日である平成 28 年 10 月 1 日以降（請求期間②及び③）の勤務形態に変化があった事情がうかがえない上、請求者から提出された請求者及び同僚の出勤記録により、請求者と同様の勤務形態であったと認められる同僚は、請求期間①当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、請求者は、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたものと考えられる。

一方、年金事務所から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）により、事業主は、オンライン記録どおりに平成 28 年 10 月 1 日を被保険者資格取得日とする届出を行ったことが確認できる。

また、上記の給与明細書により、請求者は、事業主により請求期間①に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

したがって、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 28 年 7

月 22 日であると認められ、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、給与明細書及び年金事務所の回答により、平成 28 年 7 月から平成 29 年 8 月までの標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額から 15 万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の厚生年金保険被保険者期間（請求期間①）については、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（11 万 8,000 円）及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（15 万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（9 万 8,000 円）を超えていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 28 年 10 月及び同年 11 月の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、年金事務所から提出された請求者に係る資格取得届に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 10 月及び同年 11 月の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間②について、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は 15 万円であり、上記 3 の訂正後の標準報酬月額（11 万 8,000 円）より高額であることが確認できる。

したがって、請求期間②の標準報酬月額については、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額により 15 万円とすることが必要である。

なお、平成 28 年 10 月及び同年 11 月の訂正後の標準報酬月額（上記 3 の訂正後の標準報酬月額（11 万 8,000 円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 請求期間③について、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の請求期間③に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法に基づき標準報酬月額を認定することになるところ、給与明細書及び年金事務所の回答により本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、15 万円であると認められる。

したがって、平成 28 年 12 月から平成 29 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額は、15 万円

とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000060号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000032号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年4月1日から同年11月12日まで

私は、請求期間において元妻と一緒に社員寮に住み込みでA社に勤務していたので、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録がないことに納得できない。調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社は、請求者の請求期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、請求期間において、A社のオンライン記録の整理番号に欠番はない上、請求者の請求期間に係る雇用保険加入記録を確認することができない。

さらに、A社において、請求期間当時に厚生年金保険被保険者資格を有する同僚に照会したが、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。